

ライオンズクラブ国際協会 335-A地区
第2副地区ガバナー立候補者届出に関する内規

第1条 ライオンズクラブ国際協会 335-A地区における第2副地区ガバナーの立候補者届出は、この内規による。

第2条 (立候補者資格基準)

- 1項 国際会則・付則により、第2副地区ガバナー就任時点で、下記の条件をすべて満たしていること。
 - (a) クラブ理事会構成員として2年以上かつクラブ会長として任期の過半以上を務めた者。
 - (b) リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事、キャビネット会計のいずれかの役職者を任期の過半以上を務めた者。
 - (c) 上記のいずれの役職も、同時に達成させることはできない。
- 2項 所属クラブ会長より、クラブ全員の総意である推薦状（例会承認書・理事会議事録の添付）の提出。
- 3項 所属ゾーン・チェアパーソンの推薦状の提出。
- 4項 人格円満にして、優れたリーダーシップの持ち主であること。
- 5項 所属クラブ及び地区における業績・貢献度を勘案すること。

第3条 (クラブ決議)

立候補者の所属クラブは、立候補者本人の申し出を受け、その資格を確認の上、クラブ理事会及び例会にて推薦決議を行うこと。

第4条 (立候補届出)

- 1項 立候補届出は、10月20日から11月30日までの間に、立候補者本人が立候補届（経歴書）と共に所信文、例会承認書、理事会議事録を添えて地区ガバナーに届出る。

第5条 この内規の改廃は地区キャビネット会議の決議による。

(付則) 2021年5月17日 施行